

情報倶楽部

2024年6月

No. 277

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 給与所得者以外の所得に係る定額減税

Q. 不動産所得者や事業所得者の定額減税は、どのような方法で行われますか？

A. 不動産所得者や事業所得者の定額減税は、次のような方法で行われます。

① 令和6年分の予定納税額からの控除

令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)から本人分に係る定額減税額に相当する金額(30,000円)が控除されます。

また、納税者からの予定納税額の減額申請の手続により、第1期分予定納税額及び第2期分予定納税額(11月)について、同一生計配偶者等に係る定額減税額に相当する金額の控除の適用を受けることができます。

さらに、定額減税額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除してもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額から控除されます。

② 確定申告における年税額からの控除

事業所得者等で確定申告を行う人については、令和6年分の確定申告の際に、定額減税を適用しないで算出した所得税額から定額減税額を控除します。

(注) 給与所得者や年金受給者が不動産所得などの他の所得を有する場合等には、源泉徴収の段階で定額減税の適用を受けた上、確定申告で最終的な定額減税額との精算を行うこととなります。

★ 同一生計配偶者と扶養親族の数の確認

Q. 月次減税事務を行うにあたって、同一生計配偶者と扶養親族の数は、どのようにして確認しますか？

A. 同一生計配偶者と扶養親族の数は、最初の月次減税事務を行う時まで提出された扶養控除等申告書等により確認を行います。

① 同一生計配偶者の確認

扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の人が対象になりますので、記載された源泉控除対象配偶者が居住者で、かつ、所得

の見積額が48万円以下かどうかを確認します。

② 扶養親族の確認

扶養控除等申告書に記載された控除対象親族及び16歳未満の扶養親族のうち居住者である人の人数を確認します。

③ 記載漏れの同一生計配偶者等の確認

扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族は、最初の月次減税事務を行うときまでに、控除対象者から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出してもらい、同一生計配偶者等の合計所得金額の見積額が48万円以下かどうか、居住者であるか及び扶養控除等申告書との重複がないかを確認します。

6月に入れば従業員に同一生計配偶者と扶養親族の数を確認する作業が必要になります。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf> 4 ページ

★ 扶養控除等申告書以外の様式による月次減税計算

Q. 月次減税は、扶養控除等申告書等と源泉徴収に係る申告書を利用して計算することですが、会社で作成した書類に基づいて計算してもいいですか？

A. 認められます。

月次減税は、扶養控除等申告書や源泉徴収に係る申告書を使用して、減税額を計算することとされていますが、法令で定められた記載すべき事項が漏れなく記載できるのであれば、国税庁のホームページに掲載されている扶養控除等申告書及び「源泉徴収に係る申告書」以外の様式を使用して、基準日在職者から月次減税額の計算に含める配偶者や扶養親族の氏名等の提出を受けて、それを使用しても問題ありません。

また、給与の支払者が、基準日在職者から扶養控除等申告書等に記載すべき事項に関し、電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしている場合には、その基準日在職者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができます。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024002-044_01.pdf

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024003-171_02.pdf

相 続 税

★ 相続時精算課税に係る基礎控除

Q. 相続時精算課税が今年から改正になっているそうですが、どのようになったのですか？

A. 相続時精算課税制度は、これまで、基礎控除がありませんでしたが、制度の利用推進の観点から、暦年課税制度と同様、年110万円の基礎控除が設けられることになりました。

この相続時精算課税制度に係る基礎控除の110万円は、受贈者1人につき毎年認められ

るものですので、同一の年に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合であっても、その年の基礎控除は110万円が限度となります。

2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合は、110万円を特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で按分して計算します。

その年中に特定贈与者から贈与を受けた贈与財産の価額

基礎控除	特別控除額	
— (110万円)	— (累積2,500万円)	= 課税対象金額

課税対象金額×税率(一律20%)=贈与税納付税額
納付された贈与税額は、相続税の納付税額計算で精算されます。

また、改正前は、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算することになっていましたが、改正後は、上記の基礎控除により控除された額については、加算されないこととなりました。

この改正は、令和6年1月1日以後に相続時精算課税により取得した財産に係る相続税について適用されます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023006-004.pdf>

★ 相続開始前の贈与

Q. 相続開始前の贈与の加算対象期間が見直しになっているとか。どのようになっていますか？

A. これまで、相続開始前3年以内の贈与財産は、その贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算し、その際に課税された贈与税額を相続税額から差し引くことになっていました。

改正では、3年という期間が7年に延長され、そのうえ、その延長された期間(相続開始前3年超7年以内)に贈与を受けた財産の価額については、総額100万円までは相続税の課税価格に加算されないこととされました。

なお、この控除される100万円は、各相続人等から控除されます

この改正は、令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続について適用され、同日前に贈与により取得した財産に係る相続税については、従前どおりとされています。

なお、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に相続等により財産を取得する者については、相続開始前3年以内の贈与が加算され、令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続等により財産を取得する者については、令和6年1月1日からその相続開始の日までの間の贈与が加算対象になります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4161.htm>

そ の 他

★ 相続登記の申請義務化

Q. 相続登記が義務化されたとか。どのようになったのですか？

A. 令和6年4月1日から以下の相続登記の申請義務化が始まりました。

相続により(遺言による場合を含みます)不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければなりません。

なお、**正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が科されることがあります。**

正当な理由とは、次のようなケースをいいます。

- ①相続登記を放置したために相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケース
- ②遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース
- ③申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケース
- ④DV被害者で非難を余儀なくされているケース
- ⑤経済的困窮のため登記費用の負担能力がないケース